

大規模災害時における須崎警察署災害警備本部設置場所に関する協定書

須崎市（以下「甲」という。）と須崎警察署（以下「乙」という。）とは、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における活動拠点施設を敷設するための須崎市役所の敷地使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時において乙の庁舎が倒壊等により使用不能となった場合（以下「大規模災害時」という。）において、乙の災害警備本部の活動拠点施設（以下「活動拠点施設」）の設置場所として、甲の庁舎の敷地の一部を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動拠点施設の使用範囲）

第2条 活動拠点施設の設置場所として甲が乙に使用させる範囲（以下「使用範囲」という。）は、次に掲げるとおりとする。

場 所 須崎市役所本庁舎駐車場の一部
所 在 地 須崎市山手町1番7号
使用範囲 エアーテント設置スペース（7m×7m）
警察緊急車両駐車スペース5台分

（使用範囲の決定）

第3条 使用範囲の詳細な場所については、大規模災害時において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事前通知）

第4条 乙は、第1条の規定に基づき、活動拠点施設を設置しようとするときは、事前に甲に対してその旨を文書又は口頭で通知し、許可を得るものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は、大規模災害時における一時的な処置であることから、無料とする。

（使用期間）

第6条 活動拠点施設としての使用期間は、乙の庁舎が使用可能となるまでとし、概ね2週間以内とする。

2 乙は、前項に規定する期間を超えて活動拠点を設置しようとするときは、事前に甲に対してその旨を文書又は口頭で通知し、許可を得るものとする。

（使用範囲の変更等）

第7条 甲は、何らかの事情により、使用範囲に変更が生じ、又は使用が不可能となる場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（活動拠点施設の撤去）

第8条 乙は、活動拠点施設を撤去しようとするときは、文書又は口頭にて甲に通知するものとする。

2 乙は、活動拠点施設の撤去に際しては、使用範囲を原状復帰させるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、甲乙いずれから協定解除の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとする。

2 前項の協定解除の申し出は、協定期間満了日の1箇月前までに文書にて相手方に申し出るものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときに関しては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年11月17日

甲 高知県須崎市山手町1番7
須崎市
須崎市長

乙 高知県須崎市山手町1番8号
高知県警察須崎警察署
須崎警察署長